



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月19日火曜日 第1822号外1

◇ 目次 ◇
条 例

愛媛県消防賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例..... 1

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例..... 2
愛媛県防災対策基本条例..... 6

条 例

○愛媛県条例第56号

愛媛県消防賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県消防賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

愛媛県消防賞じゆつ金授与条例(昭和43年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(賞じゆつ金の種類等)				(賞じゆつ金の種類等)			
第3条 省略				第3条 省略			
2・3 省略				2・3 省略			
4 障害者賞じゆつ金は、消防吏員又は消防団員が障害の状態(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。))第6条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害の状態をいう。)となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。				4 障害者賞じゆつ金は、消防吏員又は消防団員が障害の状態(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。))別表第3に定める1級から8級までの等級に該当する障害の状態をいう。)となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
障害者賞じゆつ金				障害者賞じゆつ金			
功労の程度及び障害等級による支給額				功労の程度及び障害の等級による支給額			
功労の程度 障害等級	1 抜群の功 労があり他 の模範とな ると認めら れる者	2 特に顕著 な功労があ ると認めら れる者	3 多大の功 労があると 認められる 者	功労の程度 障害の等級	1 抜群の功 労があり他 の模範とな ると認めら れる者	2 特に顕著 な功労があ ると認めら れる者	3 多大の功 労があると 認められる 者
第1級	1,870万円	900万円以上 1,360万円以下	490万円	1級	1,870万円	900万円以上 1,360万円以下	490万円
第2級	1,550万円	790万円以上 1,210万円以下	460万円	2級	1,550万円	790万円以上 1,210万円以下	460万円
第3級	1,360万円	710万円以上 1,070万円以下	410万円	3級	1,360万円	710万円以上 1,070万円以下	410万円
第4級	1,210万円	640万円以上 950万円以下	360万円	4級	1,210万円	640万円以上 950万円以下	360万円
第5級	1,030万円	550万円以上 820万円以下	310万円	5級	1,030万円	550万円以上 820万円以下	310万円
第6級	900万円	470万円以上 700万円以下	280万円	6級	900万円	470万円以上 700万円以下	280万円

第7級	760万円	410万円以上 590万円以下	230万円
第8級	640万円	340万円以上 490万円以下	190万円
<p>功労の程度による増額</p> <p>特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第1級に該当するものについては、第1級の最高額に190万円を加算することができる。</p>			

備考

- 1 障害等級は、政令第6条第2項に規定する障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項の規定の例による。

7級	760万円	410万円以上 590万円以下	230万円
8級	640万円	340万円以上 490万円以下	190万円
<p>功労の程度による増額</p> <p>特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に190万円を加算することができる。</p>			

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（同条第3項第1号を除く。）まで
_____の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第57号

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

人にやさしいまちづくり条例（平成8年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。</p> <p>(2) まちづくり施設設置管理者 建築主等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び公共的施設設置管理者をいう。</p> <p>(3) まちづくり施設 特定建築物、道路、特定路外駐車場、特定公園施設及び公共的施設をいう。</p> <p>(4) 建築主等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。</p> <p>(5) 特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。</p> <p>(6) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。</p> <p>(7) 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。</p> <p>(8) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路で規則で定めるものをいう。</p> <p>(9) 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。</p>

場を設置する者をいう。

(10) 特定路外駐車場 高齢者移動等円滑化法第2条第11号に規定する特定路外駐車場をいう。

(11) 公園管理者等 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項に規定する公園管理者又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

(12) 公園施設 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(13) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。

(14) 公共的施設設置管理者 公共的施設の新設、増設若しくは改築を行い、又はこれを管理しようとする者をいう。

(15) 公共的施設 特定路外駐車場でない路外駐車場(駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。)、特定公園施設でない公園施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(まちづくり施設設置管理者の努力)

第14条 建築主等は、特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)をしようとするときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定建築物の案内標示、客室、客席その他の規則で定める施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道路管理者は、道路の新設又は改築を行うときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該道路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定路外駐車場を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定公園施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

5 公共的施設設置管理者は、公共的施設の新設、増設又は改築(用途の変更をして公共的施設にすることを含む。)を行うとき _____ は、当該公共的施設の出入口 _____、便所 _____、案内標示 _____ その他の施設であって、公共的施設の種類に応じ規則で定めるものを高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければ

2 この条例において「特定建築物」とは、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「建築促進法」という。)第2条第2号に規定する特定建築物をいう。

3 この条例において「建築」とは、建築促進法第2条第5号に規定する建築をいう。

4 この条例において「公共的施設」とは、特定建築物でない社会福祉施設で規則で定めるもの及び道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

5 この条例において「まちづくり施設」とは、特定建築物及び公共的施設をいう。

(まちづくり施設設置者 _____ の努力)

第14条 _____ 特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条において同じ。)をしようとする者は、建築促進法 _____ に定めるもののほか、当該特定建築物の案内標示、客室、客席その他の規則で定める施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公共的施設を設置し、又は改良しようとする者(用途の変更をして公共的施設にしようとする者を含む。以下「公共的施設設置者」という。)は、当該公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、案内標示、歩道その他の施設であって、公共的施設の種類に応じ規則で定めるものを高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければ

ばならない。

(整備基準)

第15条 知事は、規則で、前条に規定する措置に関しまちづくり施設設置管理者

_____の判断の基準となるべき事項(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第16条 知事は、まちづくり施設について第14条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、まちづくり施設設置管理者に対し、整備基準を助案して、まちづくり施設的设计及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、まちづくり施設のうち規則で定める種類及び規模のものについて第14条に規定する措置が整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、まちづくり施設設置管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該まちづくり施設的设计及び施工に係る事項のうち同条に規定する措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、まちづくり施設設置管理者に対し、まちづくり施設的设计及び施工に係る事項に関し報告を求め、又はその職員に、まちづくり施設若しくはまちづくり施設の工事現場に立ち入り、まちづくり施設、建築設備、施設設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 省略

(報告をしない場合等の公表)

第17条 知事は、まちづくり施設設置管理者が、前条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その事実を公表することができる。この場合においては、事前にその相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出)

第18条 まちづくり施設設置管理者のうち規則で定める者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該まちづくり施設の工事の計画を知事に届け出なければならない。これを変更する場合(規則で定める軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

(勧告)

第19条 知事は、まちづくり施設設置管理者が前条の規定による届出を行わずにまちづくり施設の工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

(既存まちづくり施設設置管理者の努力)

第21条 まちづくり施設設置管理者は、この章の規定の施行又は適用の際現に存するまちづくり施設(同章の規定の施行又は適用の際現に新設、増設又は改築(用途の変更をしてまちづくり施設にすることを含む。))の工事に着手しているものを含む。)及び当該まちづくり施設

_____整備施設(第14条第1項及び第5項の

_____規則で定める施設をいう。以下同じ。)を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に規定する措置に関し既存まちづくり施設設置管理者の判断の基準となるべき事項は、_____

ばならない。

(整備基準)

第15条 知事は、規則で、前条に規定する措置に関し特定建築物の建築をしようとする者又は公共的施設設置者(以下「まちづくり施設設置者」という。)の判断の基準となるべき事項(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第16条 知事は、まちづくり施設について第14条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、まちづくり施設設置者に対し、整備基準を助案して、まちづくり施設的设计及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、まちづくり施設のうち規則で定める種類及び規模のものについて第14条に規定する措置が整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、まちづくり施設設置者に対し、その判断の根拠を示して、当該まちづくり施設的设计及び施工に係る事項のうち同条に規定する措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、まちづくり施設設置者に対し、まちづくり施設的设计及び施工に係る事項に関し報告を求め、又はその職員に、まちづくり施設若しくはまちづくり施設の工事現場に立ち入り、まちづくり施設、建築設備、施設設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 省略

(報告をしない場合等の公表)

第17条 知事は、まちづくり施設設置者が、前条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その事実を公表することができる。この場合においては、事前にその相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出)

第18条 まちづくり施設設置者のうち規則で定める者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該まちづくり施設の工事の計画を知事に届け出なければならない。これを変更する場合(規則で定める軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

(勧告)

第19条 知事は、まちづくり施設設置者が前条の規定による届出を行わずにまちづくり施設の工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

(既存まちづくり施設の所有者等の努力)

第21条 _____この章の規定の施行_____の際現に存するまちづくり施設(同章の規定の施行_____の際現にその設置工事(用途の変更をしてまちづくり施設にするための改良工事を含む。))に着手しているものを含む。)を所有し、又は管理する者(以下「既存まちづくり施設の所有者等」という。)は、当該まちづくり施設について特定施設(建築促進法第2条第4号に規定する特定施設をいう。以下同じ。)及び整備施設(第14条第1項に規定する規則で定める施設及び同条第2項に規定する規則で定める施設をいう。以下同じ。)を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に規定する措置に関し既存まちづくり施設の所有者等の判断の基準となるべき事項は、利用円滑化基準(建築促進法第3条

整備
基準とする。

(機能の維持等)

第22条 まちづくり施設設置管理者は、その所有し、管理し、又は占有するまちづくり施設及び当該まちづくり施設の整備施設を高
齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が講じ
られているときは、当該措置が講じられた部分の機能を維持する
よう努めなければならない。

2 省略

(適合証の交付)

第23条 まちづくり施設設置管理者 _____ は、知事に対し、
その所有し、管理し、又は占有するまちづくり施設について建築
物移動等円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第14条第1項に規定
する建築物移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、道路移動等
円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する道路
移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、路外駐車場移動等円滑
化基準（高齢者移動等円滑化法第11条第1項に規定する路外駐車
場移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、都市公園移動等円滑
化基準（高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する都市公園
移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）及び整備基準に適合する
措置が講じられていることを証する証票（以下「適合証」という。）
の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合においては、必要
に応じ検査を実施し、当該まちづくり施設について建築物移動等
円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基
準、都市公園移動等円滑化基準及び整備基準に適合する措置が講
じられていると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証
を交付するものとする。

(国等に関する特例)

第24条 省略

2 知事は、国等がまちづくり施設設置管理者である場合において
は、国等に対し、当該まちづくり施設に係る第14条に規定する措
置の状況その他必要と認める事項について報告を求めることがで
きる。

3 省略

(車両等の整備)

第26条 一般旅客の運送の用に供する鉄道若しくは軌道の車両、自
動車又は船舶を所有し、又は管理する者は、高齢者移動等円滑化
法に定めるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよ
うその整備に努めなければならない。

(市町が処理する事務)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
の規定に基づき、特定建築物並びに特定路外駐車場及び公共的施
設のうち路外駐車場で規則で定めるもの（以下「特定路外駐車場
等」という。）

_____ に関する次に掲げる事務は、建築基準法 _____
_____ 第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市が
処理することとする。ただし、2以上の市町の区域にわたるもの
に関するものについては、この限りでない。

(1)~(8) 省略

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる
事務は、市町（前項に規定する市を除く。）が処理することとす
る。ただし、2以上の市町の区域にわたるものに関するものにつ

第1項に規定する利用円滑化基準をいう。以下同じ。)及び整備
基準とする。

(機能の維持等)

第22条 まちづくり施設を所有し、又は管理する者は、当該
_____ まちづくり施設について特定施設及び _____ 整備施設を高
齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が講じ
られているときは、当該措置が講じられた部分の機能を維持する
よう努めなければならない。

2 省略

(適合証の交付)

第23条 まちづくり施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、
当該 _____ まちづくり施設について利用
円滑化基準 _____

_____ 及び整備基準に適合する
措置が講じられていることを証する証票（以下「適合証」という。）
の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合においては、必要
に応じ検査を実施し、当該まちづくり施設について利用円滑化基
準 _____
_____ 及び整備基準に適合する措置が講
じられていると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証
を交付するものとする。

(国等に関する特例)

第24条 省略

2 知事は、国等がまちづくり施設設置者 _____ である場合において
は、国等に対し、当該まちづくり施設に係る第14条に規定する措
置の状況その他必要と認める事項について報告を求めることがで
きる。

3 省略

(車両等の整備)

第26条 一般旅客の運送の用に供する鉄道若しくは軌道の車両、自
動車又は船舶を所有し、又は管理する者は _____

_____、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよ
うその整備に努めなければならない。

(市町が処理する事務)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
の規定に基づき、特定建築物及び公共的施設のうち、第2条第3
項に規定する特定建築物でない社会福祉施設で規則で定めるもの
（以下「特定建築物等」という。）並びにその他の公共的施設で
規則で定めるものに関する次に掲げる事務は、建築基準法（昭和
25年法律第201号）第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市が
処理することとする。ただし、2以上の市町の区域にわたるもの
に関するものについては、この限りでない。

_____ に関する次に掲げる事務は、建築基準法 _____
_____ 第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市が
処理することとする。ただし、2以上の市町の区域にわたるもの
に関するものについては、この限りでない。

(1)~(8) 省略

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる
事務は、市町（前項に規定する市を除く。）が処理することとす
る。ただし、2以上の市町の区域にわたるものに関するものにつ

いては、この限りでない。

(1) 特定建築物 に関する次に掲げる事務

ア～ウ 省略

(2) 特定路外駐車場等 に関する前項各号に掲げる事務

3 省略

いては、この限りでない。

(1) 特定建築物等に関する次に掲げる事務

ア～ウ 省略

(2) 前項に規定するその他の公共的施設で規則で定めるものに関する同項各号に掲げる事務

3 省略

附 則

- この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日から施行する。
- この条例の施行前にされた改正前の人にやさしいまちづくり条例第23条第1項の規定による適合証の交付の請求であって、この条例の施行の際、交付するかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第58号

愛媛県防災対策基本条例を次のように公布する。

平成18年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県防災対策基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割（第9条 第12条）

第2節 自主防災組織の役割（第13条 第18条）

第3節 事業者の役割（第19条 第22条）

第4節 県及び市町の役割（第23条 第34条）

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割（第35条・第36条）

第2節 自主防災組織の役割（第37条）

第3節 事業者の役割（第38条・第39条）

第4節 県及び市町の役割（第40条 第42条）

第4章 防災対策の計画的な推進等（第43条 第46条）

附則

平成16年に愛媛県を襲った一連の台風は、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威に対して、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性をあらためて認識させられたところである。

また、今世紀前半にも発生が確実視され、本県にも甚大な被害をもたらすことが予測される南海地震等の大規模な地震から、県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を軽減させるためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 地域防災力 地域における防災の能力をいう。

- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難等に援護を要する者をいう。

（基本理念）

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（自主防災組織の責務）

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

（市町の責務）

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

（防災知識の習得等）

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、過去に災害が発生した箇所等を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

（建築物の安全性の確保等）

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

（生活物資の備蓄等）

第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。

（災害時要援護者からの情報の提供）

第12条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発)

第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成するよう努めるとともに、地域住民に周知するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第15条 自主防災組織は、少なくとも毎年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の援護体制の整備)

第16条 自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、災害時要援護者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

(資機材等の備蓄)

第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、避難勧告等が発令された場合における地域住民の避難計画及び災害時要援護者の避難等の際の援護に関する計画等を定めておくよう努めるとともに、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第19条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画(以下「事業継続計画」という。)を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

(災害時における事業継続等)

第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

第21条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の避難場所としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発)

第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。

(防災情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織への支援)

第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が効果的に実施されるよう、防災リーダー(自主防災組織が行う防災活動において指導的役割を担う者をいう。)及びボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

2 県及び市町は、孤立地区(災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。)の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。

5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(住民避難体制の整備)

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害時における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生その他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準(以下「運営基準」という。)を住民に周知するものとする。

5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。

6 市町は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、災害時要援護者の援護を行うための体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への広域的な誘導方法を確立することができるよう市町を支援するものとする。

(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)

第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第31条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第32条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。

3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第33条 県及び市町は、避難場所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、避難場所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、災害時要援護者が避難場所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

(研修の実施等)

第34条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(避難及び避難場所)

第35条 県民は、災害時において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図等の活用により必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

3 避難場所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら協力して避難場所を円滑に運営するよう努めるものとする。
(車両使用の自粛等)

第36条 県民は、災害時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

第37条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

第38条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第39条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

第4節 県及び市町の役割

(情報連絡体制の確立)

第40条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(応急体制の確立)

第41条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

(県から市町への応援)

第42条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

第4章 防災対策の計画的な推進等

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第43条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第44条 県及び市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

(地域防災力の強化)

第45条 県及び市町は、防災体制の整備その他の地域防災力の強化に努めるものとする。

(えひめ防災の日)

第46条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日(以下「防災の日」という。)を設ける。

2 防災の日は、知事が定める。

3 防災の日においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。